西宮商工会議所ホームページ等制作・更新経費補助事業　交付要綱

（目的）
第１条　この要綱は、市内の事業者が実施するホームページ等制作・更新に要する経費の一部を補助することにより市内産業の育成を図ることを目的とする。

（補助対象事業等）
第２条　補助の対象となる事業は、自社ＰＲによる取引拡大や顧客創出に資する自社のホームページ等制作・更新する事業とする。

（補助対象経費）
第３条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）ホームページ等制作・更新に係る外部委託費とする。ただし、ホームページの作成に関する業務を経常的に行っている事業者に委託するものに限定する。

（補助対象者）
第４条　過去に西宮市ホームページ制作経費補助金または本補助金を利用していない営利を目的とする小規模事業者とする。

（補助率）
第５条　補助率は補助対象経費の１／２以内とする。

（交付上限額）
第６条　交付上限額は１事業者につき５万円とする。

（補助金の交付基準）
第７条 補助金は、当該年度の予算の範囲内で交付するものとする。
２ 補助対象事業について、国・県・市又は公共的団体から補助金が交付される場合は、補助対象経費から当該補助金の補助対象経費を控除した金額を基準に算定した補助金を交付 するものとする。
３ 補助金の交付額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。
４ 補助対象者の代表者及び役員、並びに業務に従事する者は、西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成２４年西宮市条例第６７号）第２条各号に規定する暴力団員及び 暴力団密接関係者でないこととする。

（補助金の交付申請）
第８条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、「令和８年度補助金等交付申請

書」に必要な書類を添えて、西宮商工会議所に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）
第９条 西宮商工会議所は、前条の交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは補助金等交付決定通知書により、又、不適当であると認めたときは補助金等不交付決定通知書により、それぞれ申請者に対し 通知するものとする。

（事業実施の報告）
第 10 条　補助事業が完了したときは、30 日以内に事業実績報告書に次の各号に掲げる書類を添え、西宮商工会議所に提出しなければならない。
（１）補助事業等実績報告書
（２）事業報告書、事業収支決算書
（３）請求書、領収書等の写し
（４）その他西宮商工会議所が必要と認める書類
２ 西宮商工会議所は、前項の規定による事業実績の報告を受けたときは、報告内容の確認等を行い、補助金等確定通知書により通知するものとする。

（補助金の交付請求）
第 11 条 前条の補助金等確定通知書を受けた者は、補助金等交付請求書を西宮商工会議所に提出し、補助金の交付請求をしなければならない。

（補助金の交付）
第 12 条 西宮商工会議所は、前条の規定による補助金の交付請求を受け付けた後、当該請求者に補助金を交付する。

（帳簿等の整備）
第 13 条 補助事業に係る収支を記載した帳簿を設け、その証拠となる書類を整備しなければならない。

（その他）
第 14 条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は西宮商工会議所が別に定める。

付 則
１ この要綱は、令和８年４月１日から実施する。